

別表二十付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第82条の3第1項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等（法第82条第13号（定義）に規定する構成会社等をいいます。2において同じです。）又は共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。2において同じです。）（法第82条第17号に規定する無国籍会社等に該当するものに限ります。）に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額があるときに記載します。
- 2 「構成会社等又は共同支配会社等の名称1」の欄は、法第150条の3第1項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定により提供される当該内国法人の属する特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。以下2において同じです。）に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等のうち当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の名称と、同一のつづり（英字及び数字、大文字及び小文字並びに全角及び半角の使い分け、句読点及び空白の有無その他一切の表記が同一である文字列をいいます。）で記載します。
- 3 「対象会計年度別再計算課税額7」、「対象会計年度別再計算課税額14」及び「対象会計年度別再計算課税額21」の各欄は、法第82条の3第2項第4号ロ又は第4項第4号ロに規定する政令で定める金額を記載します。
- 4 「永久差異調整に係る国際最低課税額27」の欄は、法第82条の3第2項第6号ハ又は第4項第6号ハに掲げる金額を記載します。